

ITER 遠隔保守機器
耐放射線性評価用内視鏡の試作

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
炉工学基盤研究開発部 遠隔保守機器開発グループ

目次

1 一般仕様	1
1.1 件名	1
1.2 目的及び概要	1
1.3 契約範囲	1
1.4 作業実施場所	1
1.5 納期	1
1.6 納入物件	1
1.7 検査条件	2
1.8 支給品	2
1.9 貸与品	2
1.10 適用法規	2
1.11 知的財産権等	2
1.12 機密保持	2
1.13 契約不適合責任	3
1.14 グリーン購入法の推進	3
1.15 協議	3
2 技術仕様	4
2.1 実施内容	4
2.1.1 内視鏡試作品の製作	4
2.1.2 試作品の検査	4
2.2 内視鏡の概要	4
2.3 内視鏡試作品の製作条件	5
2.3.1 基本仕様	5
2.3.2 使用材料	5
2.3.3 接続するカメラの仕様	6
2.3.4 鏡筒部のカバー	6
2.3.5 ピント調整機構	7
2.4 検査内容	7
2.4.1 部品及び組立後の寸法検査	7
2.4.2 内視鏡としての性能検査	7

別紙 知的財産権特約条項

1 一般仕様

1.1 件名

ITER 遠隔保守機器耐放射線性評価用内視鏡の試作

1.2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では ITER ブランケット遠隔保守システム的设计・製作を進めている。ITER 真空容器内は放射線環境のため、炉内保守は耐放射線性仕様の機器を遠隔操作することで実施される。ITER ブランケット第一壁及び遮蔽ブロックの保守工程において、冷却配管の切断及び溶接が実行される。配管の切断面及び溶接後の溶接ビードの外観検査は必須であり、狭小部に対応した観察ツールの調達が要求される。本件では ITER ブランケット遠隔保守機器に使用する内視鏡について、その長さを模擬した耐放射線性確認用内視鏡の試作品を製作する。

1.3 契約範囲

- (1) 内視鏡試作品の製作
- (2) 製作した試作品の検査

1.4 作業実施場所

受注者事業所内

1.5 納期

令和9年2月26日

1.6 納入物件

- (1) 提出図書

図書名	提出時期	部数	確認
作業体制表及び工程表	契約締結後速やかに	紙媒体 1 部	要
打合せ議事録	打合せ後 2 週間以内	紙媒体 1 部	要
実施計画書	作業着手前	紙媒体 1 部	要
検査要領書	試験検査前	紙媒体 1 部	要
検査報告書	納入時	紙媒体 1 部	不要
提出図書に関わる 電子ファイルを納めた CD	納入時	電子データ 1 式	不要
再委託承諾願 (量研機構指定様式)	作業開始 2 週間前 ※下請負等がある場合に提出のこと	紙媒体 1 部	要

(2) 納入物

2章に示す内視鏡試作品 2式

(3) 納入場所

〒311-0193 茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER 研究開発棟 R134 室

(4) 提出図書の確認方法

QST は、確認のために提出された図書を受理したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、確認したものとする。

1.7 検査条件

1.6 項に示す納入物件の確認及び QST が仕様書に定める業務が実施されたと認めた事をもって、検査合格とする。

1.8 支給品

(1) 品名：設計図書一式(電子データ)

(2) 引渡方法：契約後、QST 担当者から受注者宛にメールにて送付

1.9 貸与品

なし

1.10 適用法規

(1) 労働基準法

(2) 労働安全衛生法

(3) 日本産業規格 (JIS)

(4) 日本電機工業会標準基準 (JEM)

(5) 日本電線工業会規格 (JCS)

(6) 電気設備技術基準

1.11 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別紙「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。別紙において、甲は QST を、乙は受注者を指す。

1.12 機密保持

(1) 技術情報の取扱い

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする

るときは、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならないものとする。QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要性が生じた場合は、QST と受注者協議の上、決定するものとする。

(2) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとするときは、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならないものとする。

1.13 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

1.14 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

2 技術仕様

2.1 実施内容

本件では、以下の作業を実施する。

2.1.1 内視鏡試作品の製作

- ・ 2.3 項に記載する製作条件及び QST より支給する設計図書にもとづき内視鏡試作品を 2 式製作すること。
- ・ 試作品用に入手したレンズ材料の屈折率が QST より支給する設計図書に適用された屈折率と異なる場合は、その差異を補正するための設計を行い、その設計にもとづき製作すること。

2.1.2 試作品の検査

- ・ 2.4 項に示す検査を行うこと。
- ・ 検査の実施前に検査要領書を QST に提出し了承を得ること。
- ・ 検査結果は検査報告書にて提出のこと。

2.2 内視鏡の概要

ITER ブランケットの第一壁及び遮蔽ブロックの配管溶接部(図 1 参照)は、配管の内側から観察する必要があるため、狭小部用の外観検査ツールとしてリレーレンズで構成した鏡筒型の内視鏡の適用を検討している。ブランケット実機では、第一壁から配管溶接部までの距離が 800mm 程度になるため、それ以上の伝播距離を持った内視鏡を製作し、放射線による影響を確認する必要がある。本件では実機を対象とした長尺タイプの内視鏡試作品を製作する。

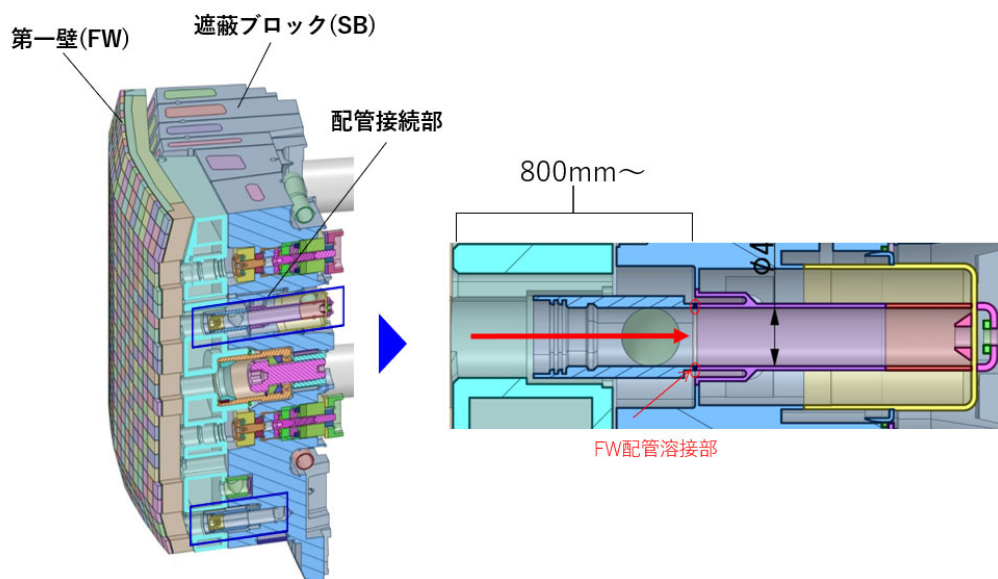


図 1 第一壁及び遮蔽ブロック

2.3 内視鏡試作品の製作条件

2.3.1 基本仕様

内視鏡試作品の基本仕様を表 1 に示す。

表 1 内視鏡試作品の基本仕様

項目	仕様値
観察距離	35mm
観察対象最小径	φ 6mm
結像面	φ 11mm
伝播距離	812mm 以上
反射防止コート	波長 450nm～650nm の範囲において 平均反射率が 0.5%以下
カメラ用マウント	C マウント (フランジバック 23.326mm) おねじ径は、JEITA 規格に沿って φ25.4 - 0.029/-0.18mm とする。

内視鏡試作品の外観を図 2 に示す。

鏡筒部全長は 812mm 以上とし、カメラは鏡筒軸の延長線上に取り付け可能とする。

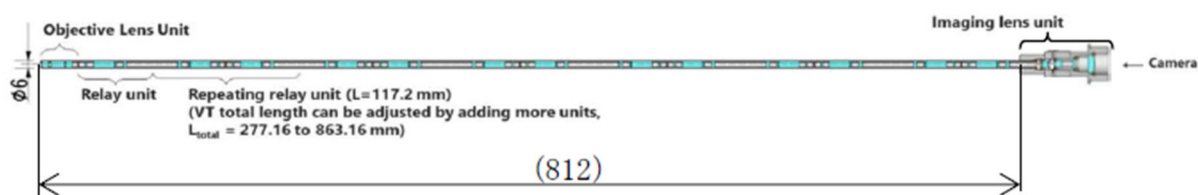


図 2 内視鏡試作品の外観図

2.3.2 使用材料

耐放射線性の観点から、使用可能材料は表 2 から選定すること（ハロゲン系材料の使用は不可）。

表 2 以外の材料を使用する必要がある場合は、QST との協議により決定とする。

表 2 使用可能材料

分類		材料
構造材 (金属及びプラスチック)		SUS304 及び SUS316 系のステンレス鋼 アルミ合金 (要アルマイト処理) PEEK, ポリイミド
光学材料	基材	株式会社オハラ製 S-BSL7R, S-BSM22R, S-BAL35R, PBM2R
	反射防止コート	SiO ₂ , Al ₂ O ₃ , TiO ₂

2.3.3 接続するカメラの仕様

表 3 及び図 3 に内視鏡試作品に接続するカメラ（QST 保有品）の仕様を示す。
当該カメラでの撮影を可能とする条件を満たしていること。

表 3 接続するカメラの仕様

取合い	C マウント方式
センサーサイズ	1/1.7 型 (対角 9.6mm)
水平解像度	480TV 本
サイズ	図 3 参照

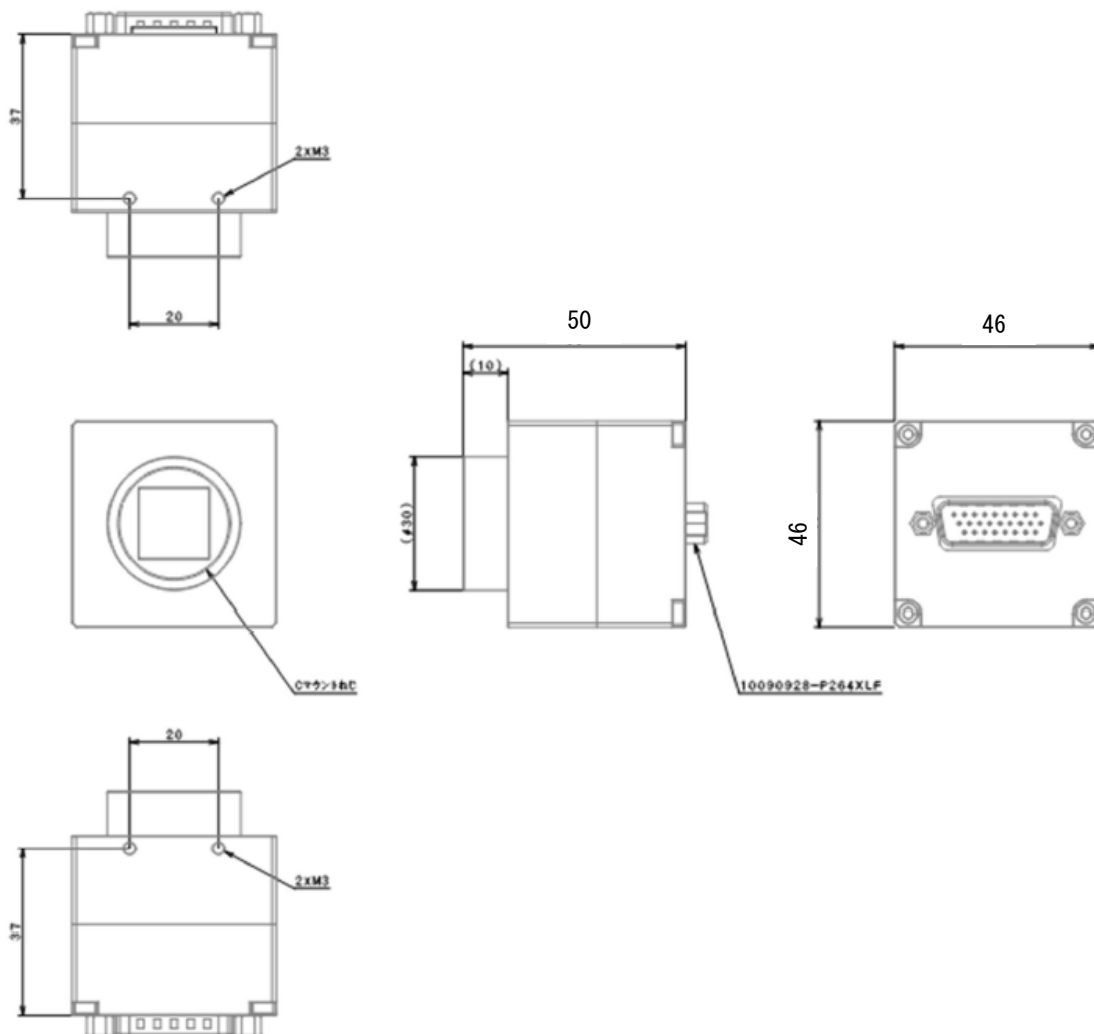


図 3 接続するカメラの外観図

2.3.4 鏡筒部のカバー

製作性や変形防止を考慮した際に、鏡筒部の径を拡大する必要がある場合は、先端から

100mm の範囲においては外径 $\phi 6$ mm を確保し、他の箇所は $\phi 8$ mm まで可とする。(図 4 参照)
上記寸法に対して更なる変更を要する場合は、QST と協議の上決定する。

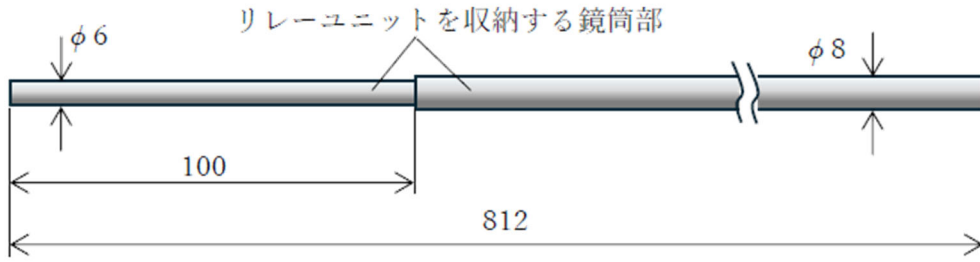


図 4 鏡筒部の外径

2.3.5 ピント調整機構

カメラと鏡筒間の距離を ± 5 mm 程度変化させピント調整ができる構造とすること。

2.4 検査内容

内視鏡の試作品 2 式に対して、それぞれ以下の検査を実施のこと。

2.4.1 部品及び組立後の寸法検査

- (1) 製作したレンズ及び機械加工部品の寸法を計測すること。
- (2) 内視鏡として組立後の主要寸法を計測すること。

2.4.2 内視鏡としての性能検査

組み立てた内視鏡試作品において以下の(1)から(7)の項目を評価すること。

検査での照明装置は LED 同軸落射照明を用い、内視鏡先端と被写体面との基準距離は 35mm とする。また、検査に用いるセンサー (カメラ) は、所定の測定、評価が可能な性能を有していること。

(1) 撮影可能範囲の確認

- ・スケールを撮影し、撮影可能範囲の寸法を確認すること。

(2) 解像力 (分解能) の確認

- ・解像力ターゲット (エドモンドオプティクス社製 USAF1951 #36-408 (図 5) 相当) を用いて解像力を確認すること。

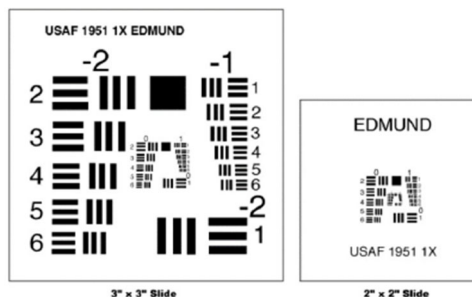


図 5 解像力ターゲット

- (3) MTF (Modulation Transfer Function) の確認
 - ・設計での MTF 曲線に対する試作品の実測値との差異を確認のこと。
- (4) 照度分布の確認
 - ・照度計を用い、センサー面（取り込んだ画像）における照度の分布状態を確認すること。
- (5) 被写界深度の測定
 - ・(2) で使用した解像力ターゲットを前後に移動させることで、被写界深度の測定を行うこと。
- (6) 焦点深度の測定
 - ・カメラ(センサー)の位置を前後に移動させることで、焦点深度の測定を行うこと。
- (7) 反射防止コート特性（波長-反射率）の確認
 - ・各レンズにおいて、波長に対する反射率を測定し、波長 450nm～650nm における平均反射率が 0.5%以下であることを確認すること。
 - ・測定対象は試作品に組み込むレンズ本体でなく、レンズと同時に反射防止コートを施したテストピースでも可とする。

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
- 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
- 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
- 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの

規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出

願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

- 2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負

担するものとする。

- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

- 2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

- 2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

- 3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社に変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

- 3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上